

チイキズカン利用約款

株式会社 XLOCAL（以下「当社」といいます）は、当社が「チイキズカン」の名称のもとに展開する採用関連サービス（以下あわせて「本サービス」といいます）を契約者（第1条に定義します）に提供するにあたり、以下のとおりサービス利用約款（以下「本約款」といいます）を定めます。本サービスの契約者は、本約款に従い本サービスを利用するものとします。

第1章 総則

第1条（目的）

本約款は、本約款に同意の上、当社との間でサービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）を締結した者（以下「契約者」といいます）が、本サービスを利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。

第2条（用語の定義）

本約款において使用する用語の定義は、本約款に定めるもののほか、次の各号に定めるものとします。

- (1) 本システム：当社が運営する複業プロ人材採用関連支援システム「チイキズカン」をいいます。
- (2) チイキズカン会員：当社の定める方法により本システムに会員登録をしている求職者をいいます。
- (3) プロ人材：チイキズカン会員の内、当社が面談の上、プロ人材として認めた者をいいます。
- (4) 会員所属法人：チイキズカン会員が現在又は過去に所属（業務委託、雇用等契約形態の如何を問わず業務に従事していることをいいます）している法人をいいます。
- (5) 企業マイページ：契約者が本システム上で閲覧可能な企業管理画面であって、チイキズカン会員情報の一部の閲覧や求人ページの編集等ができるページをいいます。
- (6) 会員マイページ：チイキズカン会員が本システム上で閲覧可能な会員管理画面をいいます。
- (7) 求人情報：契約者が企業マイページ上で編集した、求人ページに掲載を希望する求人情報をいいます。
- (8) 求人ページ：求人情報が掲載されているチイキズカン上のページをいいます。
- (9) 会員データ：チイキズカン会員の履歴書や職務経歴等の情報をいいます。
- (10) 採用：契約者（契約者の100%子会社を含みます。）が、チイキズカン会員との間で、業務委託契約、委任契約その他名称の如何を問わず契約者の業務を受託等する

旨の契約を締結することをいいます。

第3条（本サービスの概要）

- 1 当社は契約者に対し、本サービスとして次の各号の業務を提供します。
 - (1) 契約者のプロ人材活用に関する助言
 - (2) 本システムにおける求人ページの提供及び求人情報に関する助言。なお、本システムは第8条2項の目的の範囲でのみ利用できるものとし、第三者（第8条2項所定の完全子会社を除きます）の求人目的や雇用契約等を行う目的で利用することはできません。また、求人に掲載可能な求人は、準委任（民法656条）に限られます。
 - (3) 本システムにおける企業マイページ、チイキズカン会員検索機能（個人を特定しない情報に限られます）の提供
 - (4) 受託サービス（契約者が当社に対し業務を委任し、当社が受任（プロ人材への復委任を含みます）するサービス）の提供。なお、受託サービスにおいて契約者が当社に対し委任できる業務は準委任（民法656条）に限られます。
- 2 当社は本サービスの運営、保守その他本サービスに関する業務について、契約者の承諾を得ることなく第三者に再委託及び復委任することができるものとし、この場合、当社は、当社の責任において当該再委託・復委任先について監督等するものとし、
- 3 当社は本サービスに付随又は関連して、研修の実施・イベントの開催等、個別の有償サービスを提供し、又は有償イベント等を開催する場合があります。当該有償サービス、イベント等への参加・出展等に関する諸条件（サービス利用料、イベント参加費用等を含みます）は当社が別途定めるものとし、

第2章 サービス利用契約

第4条（利用申し込み）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ当社に提出すること又は本サービスが提供する利用契約申込画面より当社が指定する事項を書式又はフォームに記入し、インターネット回線を通じて送信することにより、本サービスの利用を申し込むものとし、
- 2 前項の申し込みに対し、申込者が当社の取引基準に基づく審査により適格と判断された場合、当社は本システムの利用のために必要なID・パスワード（以下、「管理用ID等」といいます）を申込者に交付するものとし、かかる管理用ID等の交付をもって、本契約が成立するものとし、なお、審査結果の理由については開示いたしませんので予めご了承ください。

第4条の2（受託サービスに関する契約）

契約者は、受託サービスの利用を希望する場合、前条所定の本サービスの利用申し込みと別途、当社に委任する業務内容、委任業務期間、委任費用その他の条件について、当社との間で業務委託契約書を締結するものとします。なお、当該業務委託契約書と本約款との間に矛盾抵触が生じる場合、当該業務委託契約の定めが優先して適用されるものとします。

第5条（費用）

- 1 契約者は当社に対し、申込書所定の本サービス利用開始日の属する月の翌月末日（同日が金融機関休業日の場合、その前日）限り、申込書所定の初期費用を、申込書所定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。但し、振込手数料は契約者の負担とします。
- 2 契約者が受託サービスを利用する場合、契約者は当社に対し別途当社と契約者との間で締結する業務委託契約書所定の委託料を支払うものとします。また、当社は、受託サービスの提供に関し生じた経費（交通費、宿泊費その他実費をいいます）について、受託サービスに係る委託料とは別途契約者に対し請求できるものとします。これらの支払方法は別途受託サービスの業務委託契約書において定めるものとします。
- 3 契約者（契約者の関係会社を含みます。）は、プロ人材の雇用を希望する場合、事前に当社に通知の上で採用手続きを進めるものとし、プロ人材との間で雇用契約の締結に至った場合、当該契約書の写しを当社に交付するものとします。また、契約者がプロ人材を雇用した場合、契約者は、前項所定の受託サービスにおいて契約者が当社に対し支払う業務委託料1年分（受託サービスの契約期間が1年未満の場合、月額業務委託料に12を乗じた額とします）に35%を乗じた額（税別）を追加報酬として当社に対し支払うものとします。追加報酬の支払方法は、前項に準じるものとします。

第6条（利用期間及び自動更新）

- 1 本サービス（受託サービスを除きます）の利用期間は、本契約成立時より1年間とします。また、本サービスの利用期間満了1か月前までに、当社又は契約者のいずれからも書面による本契約終了の意思表示がなされない限り、本契約は本約款所定の条件をもって更に1か月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。但し、更新後のサービス利用料は別途申込書において定めた内容が適用されるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、本サービスを過去に利用したことのある契約者（本サービスを1年以上利用した後に本サービスの利用を終了したものの、再度本契約を締結した契約者をいいます。）の、本サービスの利用期間は、本契約成立時より1か月間とします。また、本サービスの利用期間満了1か月前までに、当社又は契約者のいずれからも書面による本契約終了の意思表示がなされない限り、本契約は本約款所定の条件をもって更に1か月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。但し、更新後のサービス利用料は別途

申込書において定めた内容が適用されるものとします。

- 3 契約者は、前二項に基づき本契約期間満了に伴う本契約の終了を希望する場合、契約期間満了 1 か月前までに当社に対し、当社所定の書式に基づく契約終了通知を送付するものとします。
- 4 受託サービスの利用期間は第 4 条の 2 所定の業務委託契約書により定めるものとします。

第 3 章 本サービスの利用

第 7 条（本サービスの利用環境）

契約者が、本システムを含む本サービスを利用するにあたり必要な機器、通信環境その他の設備等は、契約者の費用と責任で準備するものとします。なお、契約者が本システムにアクセスすることができる機器は、契約者の管理下にある機器に厳に限られるものとし、公共のコンピュータ端末、契約者の管理下にない私用コンピュータ等を用いることはできないものとします。

第 8 条（求人ページへの掲載）

- 1 契約者は、チイキズカン会員の閲覧に供するよう本システムを通じて自己の求人情報を掲載する目的で、自己の求人情報を、企業マイページより入力して登録することができるものとします。求人情報として掲載できるのは準委任契約に基づき業務に従事することを目的とするものに限られます。この場合、契約者は当社の定める最新の掲載・表記規定（以下「掲載・表記規定」といいます）を遵守したうえで求人情報を自己の責任と判断において適宜入力するものとします。なお、当社は当社の裁量により、契約者の求人情報掲載件数に上限を設けることができるものとし、この場合当社はメールにより契約者に通知します。
- 2 契約者が掲載できる求人情報は、契約者又は契約者が完全親会社（会社法施行規則第 218 条の 3 に定めるものをいい、完全子会社についても同様とします）である場合の完全子会社の業務を、プロ人材に委任することを目的（以下「本システム利用目的」といいます）するものに限られます。
- 3 当社の審査により、求人情報が掲載・表記規定に反すること、又は事実と反することが判明した場合には、当社は、契約者に対してその修正を求めるものとし、契約者は修正を行うものとします。また、修正後の内容につき、前項に従い再審査を受けるものとし、以後も同様とします。
- 4 契約者が求人情報の修正を希望する場合、企業マイページにて修正後の求人情報を登録するものとし、この場合の審査については前二項同様とします。

5 当社は、契約者の承諾を得て、求人情報を変更することができるものとします。

第9条（受託サービス）

- 1 当社は受託サービスについて、契約者の承諾なくプロ人材に復委任することができるものとします。
- 2 受託サービスに関し、当社がプロ人材に対し復委任した場合であっても、契約者はプロ人材と受託サービスに関する委任業務内容その他の事項について、プロ人材との間で直接契約変更等を行うことはできません。
- 3 当社は、契約者が受託サービスを利用し、当社（復委任先のプロ人材を含みます）が提供した業務の契約者における有用性、利用価値、成果等について一切責任を負いません。
- 4 受託サービスに関し当社が新たに作成した一切の成果物の所有権、知的財産権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含みます。）その他一切の権利は、従前から当社又はプロ人材が保有する権利を除き契約者に帰属します。

第10条（利用停止等）

当社は、契約者が第5条所定のサービス利用料の支払いを怠った場合その他本約款に違反した場合、契約者が義務を履行するまでの間、求人情報の掲載を休止、停止等することができません。

第11条（チイキズカン会員との連絡通知）

契約者は、受託サービスにおいて当社がプロ人材に対し業務を復委任した場合を除き、チイキズカン会員と直接連絡を取ることはできないものとします。

第12条（報告の義務）

- 1 契約者は、当社に対し、受託サービスにおいて貴社業務に従事したプロ人材に対し当社の事前の書面による承諾を得て雇用等の勧誘を行う場合、その旨を当社に対し報告するものとします。
- 2 契約者は、プロ人材を採用した場合、採用日から5営業日以内に、契約者が採用決定者と取り交わした条件を、別途当社が定める方法により当社に報告するものとします。
- 3 契約者は、チイキズカン会員、プロ人材又は会員所属法人との間で何らかの紛争が生じた場合、その他チイキズカン会員等に対する苦情がある場合、第29条所定の当社問い合わせ先まで報告するものとします。なお、本条の定めは当社が当該紛争、苦情等に対する対応、解決等を行う義務を負うものではありません。

第13条（著作権等の取扱いについて）

本システムに掲載又は掲載を予定している全てのコンテンツの著作権その他の知的財産権は、

当社に帰属するものとします。契約者は、著作権法等の法令上認められる場合を除き、当社の許諾がない限り、本システム上の全部又は一部のコンテンツについて、利用、複製、転載、使用許諾等を行うことはできないものとします。

第14条（付随機能及びオプション等）

- 1 当社は、本サービスの付随機能又はオプション等として、有償又は無償で各種イベントの企画及び実施その他の業務を提供することがあります。
- 2 契約者及び当社は、本サービスに前項に定める有償の付随機能又はオプション等を追加する場合は、対価その他の条件につき別途合意するものとします。

第15条（禁止行為）

- 1 契約者は、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 求人情報等の情報及びその送信、再送信に関する禁止事項
 - ア. 法令の定め違反し、又はそのおそれのある求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - イ. 虚偽、架空の求人情報等、チイキズカン会員の判断に錯誤を与え、又はそのおそれのある求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - ウ. チイキズカン会員が不快を感じる可能性が高いと当社が判断する求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - エ. その他当社が不適切と判断する求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - (2) その他一般的な禁止事項
 - ア. 本システム利用目的以外でチイキズカン会員と連絡、取引等する行為
 - イ. チイキズカン会員の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - ウ. 当社又は第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
 - エ. 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - オ. 本システムに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - カ. 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信又は書き込む行為
 - キ. 当社のサーバに不正にアクセスする行為
 - ク. 自動巡回プログラムの使用等、本システムを含む当社のシステムの全部又は一部に過負荷をもたらすおそれのある行為
 - ケ. 求人情報の中に、契約者ないしその担当者の電話番号、メールアドレス等の連絡先を記載してチイキズカン会員へ提示する行為
 - コ. 本システムを通して知り得たチイキズカン会員の情報を利用して、本システム以外の方法を通じてチイキズカン会員に対して求人情報等を提供しようとする行為

- サ. 受託サービスを利用した場合で、受託サービスの利用期間中及び受託サービスの利用終了日から起算して 18 か月以内に受託サービスに関し契約者の業務に従事したプロ人材につき、直接業務委託契約、業務委任契約、雇用契約その他契約名称の如何に関わらず契約者との間で直接契約を締結すること。但し、契約者が消費者向けサービスを提供している場合で当該サービスの顧客としてプロ人材が契約者と契約を締結する場合、及び第 5 条 3 項に従いプロ人材との間で雇用契約を締結する場合を除きます。
 - シ. 本システムを通じて知りえたチイキズカン会員について受託サービスを利用することなく雇用する行為
- 2 前項（2）サ又はシの禁止行為を契約者が行った場合、契約者は当社に対し金 300 万円を違約金として支払うものとします。なお、本項の定めは、当社の契約者に対する損害賠償請求を放棄するものではありません。

第 4 章 本サービスの保守、変更等

第 16 条（サービスの停止等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は契約者に対して何ら事前通知なしに、自らの判断により、本サービスの全部又は一部を中断・停止・中止し又はその運営方法（本サービスの内容や仕様を含みます）を変更できるものとします。
- (1) 本サービスの保守点検を定期又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 契約者が設置又は管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスを提供できない事由が生じた場合
 - (4) 当社の責によらない事由により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) その他、当社が、合理的な理由により、本サービスの中断・停止・中止又は運営方法の変更を必要と判断した場合
- 2 当社は、契約者への事前の通知により、本サービスの提供を終了すること、及び本サービスとしての同一性の有無を問わず、本サービスの内容や仕様の全部又は一部について、異なる内容や仕様とすることができるものとします。
- 3 契約者は、本条による、本サービスの中断・停止・中止や運営方法の変更、本サービスの提供の終了及び本サービスの内容や仕様の変更に関して、当社に対して損害賠償等を請求することはできないものとします。

第 17 条（変更）

契約者は、当社のシステム環境の変化又は多数の契約者からの要請等により、契約者への事前の通知なく企業マイページその他本システムの仕様を変更する場合がありますことを承諾します。

第5章 その他

第18条（免責・損害賠償）

- 1 当社は、本約款に別途定めるほか、本契約に関連して契約者に生じた損害のうち、以下の事由により生じた損害については、一切責任を負わないものとします
 - (1) 第三者が提供するウェブサイト又はサービスに関して生じた損害
 - (2) 通常講ずるべき対策では防止できないウィルス被害、又は天変地異等の不可抗力による損害
 - (3) 通信回線、コンピュータ、ソフトウェア等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害
 - (4) 本サービスを利用することにより、第三者（チイキズカン会員を含みますがこれに限られません）との間に生じた損害
 - (5) その他当社の責めによらない事由により生じた損害
- 2 本約款又は本契約に関連して、当社が契約者に対して債務不履行責任その他の責任を負う場合には、本約款の他の定めにかかわらず、いかなる場合であっても、付随的損害、間接損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害は賠償すべき責任の範囲外とし、当該責任に基づく賠償額は損害発生日（複数に渡る場合は初回をいいます）の属する年における第5条に定める1年分のサービス料を上限とします。
- 3 契約者が本約款又は本契約に違反した場合、本契約の解除の有無を問わず、当社に生じた一切の損害（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。
- 4 当社は、チイキズカン会員が、当社が別途定める本システムに関する規約等に違反した場合、当社の裁量により当該会員の会員資格の停止、除名等の処分を行う場合があります。当該処分により契約者とチイキズカン会員等の間に紛争等が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、相手方に対し、本契約締結時において、自己、自己の代表者、役員又は経営を実質的に支配する者（以下「自己等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者等（以下「反

社会的勢力」といいます)に現時点及び将来にわたって該当しないことを表明し確約します。

- 2 当社及び契約者は、反社会的勢力と次の各号のいずれの関係も有しておらず、将来も有しないことを表明し確約します。
 - (1) 自己等又は第三者の不正利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係
- 3 当社及び契約者は相手方に対して、次の各号のいずれの行為も、自ら又は第三者を利用して行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用い、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 当社又は契約者が前三項の表明又は確約のいずれかに反した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、本契約及び当社契約者間で締結している全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 5 当社又は契約者が前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除した者はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方はその損害（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。

第20条（秘密保持）

- 1 当社及び契約者は、相手方によって開示された又は本契約の履行により取得した相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報（契約者においては本システム上で取得したチイキズカン会員に関する一切の情報を含みます。以下「秘密情報」といいます）を厳に秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。
- 2 前項により課された秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとします。
 - (1) 秘密情報の開示を受けた当事者（以下「被開示者」といいます）が秘密情報を開示した当事者（以下「開示者」という）から開示を受け又は取得した時点で、既に公

- 知であったことを被開示者が立証できるもの
- (2) 開示者から開示を受け又は取得したのち、被開示者の責によらず公知となったことを被開示者が立証できるもの
 - (3) 開示者から開示を受け又は取得した時点で、既に被開示者自らが正当に所有していたもので、かかる事実を被開示者が立証できるもの
 - (4) 被開示者が、正当な権限を有する第三者から、秘密保持契約を課されることなく正当に取得したことを立証できるもの
- 3 被開示者は、開示された秘密情報について善良な管理者の注意義務を持って管理し、開示者の事前の書面による承諾なくして秘密情報の複写、複製物（ハードコピー、電磁的コピーその他複製の形式を問わないものとします）を作成してはならないものとします。
- 4 但し、法律上の秘密保持義務を負う専門家（弁護士、税理士、社会保険労務士を含みますが、これらに限られません）に対し、必要な範囲内でのみ開示する目的を有する場合には、この限りではありません。
- 5 被開示者は、本条に違反した場合には、開示者に発生した損害（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。
- 6 契約者において、本条所定の義務は本契約終了後（終了事由の如何を問いません）もなお有効に存続するものとします。

第21条（個人情報の保護）

当社及び契約者は、本サービスの利用に伴い相手方から開示又は提供されたチイキズカン会員その他の者の個人情報を、個人情報保護法その他の法令、通達、ガイドライン等を遵守し、善良な管理者の注意を持って厳密に管理するものとし、漏洩等の事故が発生し又はそのおそれがあると判断した場合には、相手方との間でその対応につき誠実に協議するものとします。

第22条（情報の利用）

- 1 当社は、本システムを契約者に提供するにあたり、次の各号に定めるとおり本サービスにおいて提供等される情報を閲覧及び利用するものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。
- (1) 当社が本システムを契約者に提供するにあたり、必要な範囲内で、契約者に応募したチイキズカン会員の個人情報、応募情報データを閲覧及び利用することがあります。具体的には、契約者を担当する営業担当者及び関係者、本システムのシステム運用者が、契約者に応募したチイキズカン会員の個人情報、契約者・チイキズカン会員間のメールの送受信履歴・内容、応募情報データを閲覧及び利用することがあるものとします。

- (2) 前号に規定する閲覧及び利用の期間は、本契約の有効期間終了後も継続するものとします。
 - (3) 当社は、企業情報・ステータス管理その他の契約者及びチイキズカン会員による本システムの利用記録及び個人情報を集計・分析し、個人を識別・特定できないように加工した上で統計データ等を作成し、当該統計データ等につき何らの制限なく利用（契約者及び第三者への提案、市場の調査、新サービスの開発を含みますが、これらに限られません）することができるものとします。
- 2 当社は、別途当社が収集したチイキズカン会員からのアンケート結果、応募情報データ、契約者の利用実績（採用決定人数など当社が企業マイページ上で確認できるやりとり、その他前述の契約者からの報告内容を含みますが、これらに限られません）をもとにした集計結果など、契約者に関する統計情報を本システム上に掲示できるものとします。
- 3 当社はその裁量的な判断により、チイキズカン会員に対して、契約者に対する選考等の進捗確認や、契約者に関する情報を提供する場合があります（契約者はこれに必要な協力を当社に行うものとします）。また、当社は上記の情報提供のために本システムの利用履歴（ページビュー、本システムを通じた会員との業務委任契約の成否などを含みますが、これらに限られません）を、本システムを利用して確認する場合があります。

第23条（契約者の保証・責任）

- 1 契約者は、当社に提供する契約者の求人情報、指定したリンク先のウェブサイトの内容等一切の情報（以下「求人情報等」といいます）が、以下の各号のいずれにも該当しないことを保証します。
- (1) 法令、条例又は公序良俗に違反するおそれがあるもの
 - (2) 犯罪的行為に結びつくおそれがあるもの
 - (3) 基本的人権を侵害し、就職差別を助長し、又は均等な雇用機会を損なうおそれがあるもの
 - (4) 応募者に対して次に掲げるような経済的な負担を不当に要求し又はそそのかすもの
 - ア. 商品、材料、器具等の購入
 - イ. 講習会費、登録料等の支払・納入
 - ウ. 金銭等による出資
 - エ. 教育施設等による経費を伴う受講
 - (5) わいせつ図画、文書の頒布等にあたるもの
 - (6) 事実誤認を誘発し、又は虚偽若しくは誤りを含むもの
 - (7) 当社又は第三者の著作権その他知的財産権を侵害するもの

- (8) 当社又は第三者の財産権、名誉、プライバシーその他一切の権利を侵害するもの
 - (9) 当社又は第三者を誹謗中傷し、又は信用を毀損する内容であるもの
 - (10) 本サービス運営を妨げ又は当社若しくは本サービスの名誉、信用、イメージを毀損するもの
 - (11) 採用活動以外の目的でチイキズカン会員の情報を利用するもの
- 2 当社は、契約者の求人情報等が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると合理的な理由により判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、当該契約者の求人情報等に基づき作成された求人ページの掲載を停止若しくは中止することができるものとします。なお、かかる求人ページの掲載の停止又は中止により契約者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、契約者の求人情報等が第1項各号のいずれかに該当するか否かについて、求人ページ掲載の前後を問わず確認義務を負うものではなく、契約者の費用と責任において確認するものとします。
- 4 契約者の求人情報等が第1項各号のいずれかに該当することを理由として、当社が第三者から権利侵害の主張を受けた場合、契約者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。この場合、当社がかかる紛争に対応したときには、契約者は、当社が要した費用（弁護士費用、当社及び本サービスの信用等の回復に要する費用等の一切を含む）を、当社に支払うものとします。

第24条（解除）

- 1 当社及び契約者は、その相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、かつ、書面で当該違反の是正要求を受けた後 30 日以内に当該違反が是正されなかった場合には、かかる相手方に対する書面の通知をもって本契約を解除することができるものとします。
- 2 当社及び契約者は、その相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、何らの通知又は催告なく、本契約を解除することができるものとします。
- (1) 監督官庁より営業停止、営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (2) その重要な財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき
 - (3) 手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき
 - (5) 解散の決議（法令による解散を含みます）をしたとき
 - (6) 相手方に対し、信義誠実の原則に反する行為を行ったとき
 - (7) その他、本契約の正常な履行が困難と判断する事由が生じたとき

- 3 前二項によって本契約を解除した当事者は、その相手方に対して、解除によって生じた一切の損害（弁護士費用を含みます）について賠償請求をすることができるものとします。

第25条（本契約終了時の措置）

本契約が終了した場合（終了事由の如何を問いません。以下本条において同様とします）、本約款第12条、第13条、第18条、第22条、第26条ないし28第条及び本条はなお有効に存続するものとします。なお、本契約が終了した場合、当社は、本システムにおいて保管されている契約者の情報等について保管する義務を負わず、当社の裁量により契約者の情報を削除等できるものとします。

第26条（合意管轄）

本契約又は本約款に関して当社と契約者等の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第27条（協議）

本約款に定めのない事項、本約款中疑義の生じた事項については、当社と契約者が別途協議のうえ、これを決定するものとします。

第28条（本約款の変更）

- 1 当社は、第5条所定の費用の改訂を除き、必要な場合には、本約款を変更し又は本サービスの利用に関しガイドライン及び特約を定めること（以下これらをあわせて「本約款等の変更等」といいます）ができるものとします。
- 2 当社は、本約款等の変更等を行う場合、当該変更等の効力発生前に、本約款等の変更を行う旨、並びに当該本約款等の変更等の効力発生時期及び内容について、当社のウェブサイト上に掲載その他適宜の方法により、契約者に周知するものとします。
- 3 本約款等の変更等の効力発生時期が到来するまでに、当社が前項所定の周知を行った場合であって、契約者が本約款等の変更等の効力発生日以後に本サービスを利用した場合、当該契約者は、本約款等の変更等に同意したものとみなします。

第29条（問い合わせ先）

本約款に定める当社に対する通知その他本サービス・本約款に関するお問い合わせは、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

アドレス：info@chiiki-zukan.com

以上